



三重県公報

令和5年8月8日（火）

第 437 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
487	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
488	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
489	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特定病院の認定	(健 康 推 進 課)	2
490	三重県子ども条例に基づく調査の実施	(少 子 化 対 策 課)	3
491	同件	(同)	3
492	同件	(同)	3
493	同件	(同)	4
494	同件	(同)	4
495	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大 気 ・ 水 環 境 課)	5
496	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
497	同件	(同)	5
498	同件	(同)	6
499	同件	(同)	6
500	同件	(同)	7
501	同件	(同)	7
502	同件	(同)	7
503	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	8
504	同件	(同)	9
505	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	10
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	10
	同件	(同)	10
	指定管理者の募集	(住 宅 政 策 課)	10

告 示

三重県告示第 487 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470206299	訪問介護すいーとびい	三重県四日市市野田二丁目 5-21	合同会社すいーとびい	令和 5 年 8 月 1 日	訪問介護
2470506557	ヘルパーステーション シンフォニー	三重県津市高茶屋小森町 1527 番地	株式会社櫻	令和 5 年 8 月 1 日	訪問介護
2460190339	訪問看護ステーション デューン桑名	三重県桑名市末広町 10 番 オリーブビル 3F	株式会社 N・フィールド	令和 5 年 8 月 1 日	訪問看護
2460190347	訪問看護ステーション 咲く	三重県桑名市大字芳ヶ崎 字屋敷田 753-2	合同会社 一歩 o n e - s t e p	令和 5 年 8 月 1 日	訪問看護
2460190354	訪問看護ステーションふく・ふく	三重県桑名市安永二丁目 1161-2	m & n 合同会社	令和 5 年 8 月 1 日	訪問看護
2460390319	訪問看護ステーション A l l e y - o o p S U Z U K A	三重県鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	株式会社ビジョナリー	令和 5 年 8 月 1 日	訪問看護
2470803020	医療法人全心会 伊勢老健 ひかり 訪問リハビリ テーション	三重県伊勢市御菌町高向 775-1	医療法人全心会	令和 5 年 8 月 1 日	訪問リハビリ テーション
2470506565	デイサービス シンフォニー	三重県津市高茶屋小森町 1527 番地	株式会社櫻	令和 5 年 8 月 1 日	通所介護
2470704244	ブルーミングケア O l u . O l u 松阪 23	三重県松阪市郷津町 145 番地 4	一般社団法人 O l u . O l u 松阪	令和 5 年 8 月 1 日	通所介護

三重県告示第 488 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460190339	訪問看護ステーション デューン桑名	三重県桑名市末広町 10 番 オリーブビル 3F	株式会社 N・フィールド	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460190347	訪問看護ステーション 咲く	三重県桑名市大字芳ヶ崎 字屋敷田 753-2	合同会社 一歩 o n e - s t e p	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460190354	訪問看護ステーションふく・ふく	三重県桑名市安永二丁目 1161-2	m & n 合同会社	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460390319	訪問看護ステーション A l l e y - o o p S U Z U K A	三重県鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	株式会社ビジョナリー	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2470803020	医療法人全心会 伊勢老健 ひかり 訪問リハビリ テーション	三重県伊勢市御菌町高向 775-1	医療法人全心会	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防訪 問リハビリ テーション

三重県告示第 489 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項及び第 33 条第 3 項の規

定による精神科病院として次のとおり認定しました。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

認定病院の名称	所在地	認定期間
大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000 番地	令和5年8月1日から令和8年7月31日まで

三重県告示第 490 号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年9月1日（金）から同月22日（金）まで（22日間）

3 調査対象者

県内の小学校及び特別支援学校に在籍する児童（小学5年生）約1,500人

4 調査の方法

授業等における配布・回収

5 調査の主な内容

- (1) 毎日の食事や勉強時間の状況
- (2) 困りごとや悩みごとの相談相手の有無
- (3) 大人が自分の意見を聞いていることの意識
- (4) 自己肯定感や夢や将来の希望についての意識
- (5) 家族の中にお世話をしている人の有無

三重県告示第 491 号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年9月1日（金）から同月22日（金）まで（22日間）

3 調査対象者

県内の中学校及び特別支援学校に在籍する生徒（中学2年生）約2,200人

4 調査の方法

授業等における配布・回収

5 調査の主な内容

- (1) 毎日の食事や勉強時間の状況
- (2) 困りごとや悩みごとの相談相手の有無
- (3) 大人が自分の意見を聞いていることの意識
- (4) 自己肯定感や夢や将来の希望についての意識
- (5) 家族の中にお世話をしている人の有無

三重県告示第 492 号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年9月1日（金）から同月22日（金）まで（22日間）

3 調査対象者

県内の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する生徒（高校2年生）約1,400人

4 調査の方法

授業等における配布・回収

5 調査の主な内容

- (1) 毎日の食事や勉強時間の状況
 - (2) 困りごとや悩みごとの相談相手の有無
 - (3) 大人が自分の意見を聞いていることの意識
 - (4) 自己肯定感や夢や将来の希望についての意識
 - (5) 家族の中にお世話をしている人の有無
-

三重県告示第493号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年9月1日（金）から同月22日（金）まで（22日間）

3 調査対象者

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者約5,100人

4 調査の方法

授業等における配布・回収（WEB回答も可能）

5 調査の主な内容

- (1) 子どもの自己肯定感への意識
 - (2) 子どもの意見を聞くことについての意識
 - (3) 子どもにかかる不安や悩みについての意識
 - (4) 子育てにおける地域の支えに関する意識
 - (5) 保護者の自己肯定感の意識
-

三重県告示第494号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

令和5年8月8日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年8月18日（金）から同年9月7日（木）まで（21日間）

3 調査対象者

令和5年5月又は6月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている18歳以上の県民約3,000人

4 調査の方法

郵送調査（WEB回答も可能）

5 調査の主な内容

- (1) 近所の子どものほめたり注意したりしたことの有無
- (2) 子どもたちの育ちを見守り応援することの意識
- (3) ヤングケアラーと思われる子どもの有無
- (4) 子育てにおける地域の支えに関する意識
- (5) 子育てに関する活動への参加の有無

三重県告示第 495 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県桑名市大字福島字矢田野 964 番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

三重県告示第 496 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 497 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 498 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 499 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 500 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊賀市役所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 501 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 502 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 503 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊勢忍者キングダム
伊勢市二見町三津 1201-1
- 2 伊勢市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
ア 付近道路は、二見浦小学校、二見中学校の児童生徒が通学に利用している。登下校時に、児童生徒が安全に通行できるように配慮すること。
イ 市道江 1 号線が渋滞しないよう配慮すること。特にオープン時等、多くの来店者が想定される場合には、交通誘導警備員を配置し、周辺道路の安全対策及び混雑緩和に努めること。

(2) 騒音の発生に係る事項

近隣学校の授業に支障が無いよう配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守し、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の区分に応じた廃棄物の収集運搬・処理を事業者の責任において実施すること。

イ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。

(4) その他の事項

ア 当該地は特定用途制限地域内の第二種田園・集落地区に指定しているため、店舗の床面積の合計が 3,000 m²を超えないよう留意すること。

イ 当該地は伊勢市景観計画の一般地区に指定しているため、建築面積 1,000 m²を超える建築物の建築にあたっては、伊勢市景観条例（平成 21 年条例第 14 号）に基づく届出を行うこと。

ウ 当該地は伊勢市立地適正化計画で都市機能誘導区域外に指定しているため、誘導施設に該当する場合は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく届出を行うこと。

エ 道路を加工する場合は道路工事施行承認申請書を提出し、許可を受けること。

オ 本出店に伴い埋設管等の占用を行う場合は、道路占用許可申請書を提出し、許可を受けること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 504 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンスタイル白子

鈴鹿市白子駅前 270 番地 ほか

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）に係る特定施設（指定施設）を設置する場合、事業場から発生する全ての騒音に対し、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。

イ 荷さばき作業は、三重県生活環境の保全に関する条例第 53 条に基づく荷役作業に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 39 号）第 59 条に基づき、敷地境界における規制基準を遵守すること。

ウ 駐車場管理者は、三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送、書面等により周知すること。

エ 近隣より、事業場から発生する騒音に対し苦情が発生した時には、誠意を持って対応すること。

(2) 廃棄物に係る事項

ごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進し、事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 505 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

明和町

2 都市計画事業の種類及び名称

明和都市計画下水道事業

宮川流域関連明和町公共下水道

3 事業施行期間

平成 26 年 5 月 2 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 26 年三重県告示第 372 号、令和 2 年三重県告示第 450 号の各事業地に、大字馬之上字奥野頭を加え、大字馬之上香良須池、明星字社わきの一部区域を変更する。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 5 年 8 月 1 日から同年 11 月 6 日まで

3 作業地域

桑名市大字東金井及び同市大字安永

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 5 年 7 月 28 日から令和 6 年 1 月 12 日まで

3 作業地域

度会郡度会町川口及び同町栗原

次のとおり三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を募集します。

令和 5 年 8 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施設の概要

- (1) 名称
県営住宅川成団地ほか 58 団地
- (2) 所在地
桑名市ほか 14 市町
- 2 指定期間（予定）
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の管理業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項
募集要項に記載した申請資格を満たす法人その他の団体又は共同体であることとします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続に関する事項
 - (1) 申請の方法
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
 - (2) 募集要項の配布方法
7 の場所で、令和 5 年 8 月 8 日（火）から同月 22 日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除きます。）配布します。募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。ただし、一部ダウンロードできない資料がありますので、仕様書等は、必ず紙資料を受け取ってください。
なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで令和 5 年 8 月 18 日（金）午後 2 時までに（必着）、7 の場所宛てにお申し込みください。
- (3) 募集説明会
令和 5 年 8 月 23 日（水）午後 1 時 30 分から行います。募集説明会への参加が資格要件の 1 つとなっています。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付
7 の場所へ、令和 5 年 9 月 5 日（火）から同月 15 日（金）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は、三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除き午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で同月 15 日（金）午後 5 時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法
提出された申請書類を基に三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会で申請者の評価を行って指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に指定管理者として指定します。
- 7 問合せ先
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（県庁本庁舎 4 階） 担当 谷川原、長谷川
電話 059-224-2703
ファクシミリ 059-224-3147
電子メール jutaku@pref.mie.lg.jp

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
